

令和2年度広島市公式Instagramアカウント保守・運用等業務 委託業者選定公募型プロポーザル説明書

1 委託業務の目的及び受託候補者の決定方法

本業務は、若い世代の利用率が高いSNSによる情報発信を強化し、本市の自然や風景・食・文化などの魅力や市政情報等を効果的に発信することで、若い世代をはじめ多くの市民等に本市の情報に興味を持ってもらうことを目的として行うものである。

事業実施に当たっては、Instagram投稿に関する写真・動画の作成、効果的な発信方法、フォロワー数獲得のためのフォトコンテストの実施など、高い企画力が求められることから、事業遂行能力を有する外部専門家に業務を委託することが効果的である。

このため、当該業務の受託候補者の決定に当たっては、企画力及び事業遂行能力を審査対象とする公募型プロポーザルを実施する。

2 委託業務内容

(1) 業務名

広島市公式Instagramアカウント保守・運用等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 業務内容

広島市公式Instagramアカウント保守・運用等業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

6,194,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(5) 契約担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）

広島市企画総務局広報課

TEL 082-504-2116（直通）

FAX 082-504-2067

E-mail koho@city.hiroshima.lg.jp

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されているものであること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

(6) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

4 公募型プロポーザル参加申込

(1) 申込期間

公示日から令和2年2月28日(金)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記2(5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)を作成し、前記2(5)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(4) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 参加資格確認結果の通知

申込者には、令和2年3月3日(火)までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和2年2月28日(金)までの閉庁日を除く毎日。

午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記2(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書(様式2)に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記2(5)において、令和2年3月11日(水)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 企画提案書の提出

本件プロポーザルに参加する者は、以下に示す企画提案書を提出すること。

企画提案書の記載について、表紙には、「広島市公式インスタグラムアカウント保守・運用等業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社標など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

企画提案書に記載する内容は、**次の(1)及び(2)の項目を全て記載すること(太字で示す評価項目ごとの題名に続いて、提案内容を記載すること。)**

また、内容の記載に当たっては、文書、写真及びイメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(1) **業務体制、類似事業等に関する業務実績**

ア **業務体制**

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、年齢、役職、職歴等を記載すること。

イ **類似事業等に関する業務実績**

実施主体(クライアント)、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること(複数記載可)。

(2) 企画提案の内容

ア アカウムの運用代行（保守・運用）

以下の（ア）～（ウ）の項目に沿って投稿案を作成し、記載すること。

（ア）投稿テーマの設定及び年間展開イメージ

通年又は季節やイベントなどの時季に応じてテーマ設定するとともに、年間展開イメージを作成し、記載すること。

（イ）テーマに応じた投稿案

上記で設定したテーマの中から具体的な投稿案（写真・記事・#ハッシュタグ）を二案程度作成し、この投稿案がなぜ拡散やフォロワーの増加に効果的と考えるかについての理由を併せて記載すること。また、特定のプロカメラマンなどを起用する予定がある場合は、その人物の説明も記載すること。

（ウ）投稿頻度

投稿頻度を週何回とするか、その理由とともに記載すること。ただし週1回は最低実施するものとし、本市から題材指定等があった場合は追加対応とすること。その他にリポストを使用することも可とする。

イ フォトコンテストの企画・実施

フォトコンテストの開催回数（2回以上とする）、開催時期、開催期間、テーマ、イメージ画像（メインビジュアル）及び広報方法について、それぞれ理由とともに記載すること。

テーマは、広島市の魅力素材（分野不問）や時流に沿った話題性の高いテーマを記載すること。開催回ごとのテーマを記載すること。また同じテーマとする場合も、その理由を記載すること。

ウ フォロワー数の目標

年度末のフォロワー数目標値について理由とともに記載すること。

（令和2年1月末現在：約5900）

エ SNSの活用に関する研修の実施

職員の撮影・投稿技術及びSNSを活用した広報についての意識向上が図れることを目的に、年1回以上行うことを前提として、研修の日程及び内容について記載すること。

オ 効果の検証

検証結果報告は、2か月に1回以上行うものとし、アカウント及び投稿記事の拡散状況について分析を行った上で、広報効果の向上方法及び報告以降の業務に生かせる説明を行うことを前提として、その報告頻度及び内容を提案すること。

カ その他効果的な取組

アカウントの認知度向上やインスタグラムのフォロワー数獲得等に効果的であるとする取組の内容・方法について記載すること。

(3) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦書きとし、20頁以内とする。（表紙及び目次は含めない）
（資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三ツ折にすること。）

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和2年3月11日（水）午後5時15分

イ 提出場所 前記2（5）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 業務見積書の提出

企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

7 企画提案書の説明

企画提案書の説明は令和2年3月18日(水)に広島市内で開催することを予定しており、時間、場所については別途通知する。

参加者による提案内容の説明は15分、質疑応答は5分として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。

※ 企画提案書の説明者は、各社4名以内とすること。また、企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。

8 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広島市公式インスタグラムアカウント保守・運用等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 企画総務局連携推進担当部長

委員 企画総務局広報課長

企画総務局情報政策課長

企画総務局広域都市圏推進課長

市民局文化振興課長

経済観光局観光プロモーション担当課長

(3) 審査基準

別紙 企画評価基準のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙 企画評価基準の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合、又は、「1 業務体制、類似事業等に関する業務実績」の(1)業務体制の得点（5点満点）、(2)類似事業等に関する業務の得点（10点満点）がそれぞれ、本市の求める最低水準（(1)業務体制は3点、(2)類似事業等に関する業務は6点）に達していない場合は、候補者としなない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

9 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後速やかに、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

10 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の10分の1）を支払うものとする。

11 その他

- (1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) 本業務委託に係る令和2年度当初予算の議案の議決が得られない場合は、契約手続を中止する。また、本市は、契約手続が中止された場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

12 問合せ先

前記2(5)に同じ。